

職場で

やっぱり女性は  
管理職に向かないよな

上司や仕事先の人が女性だとやりにくい  
女性は家庭のことをきちんとしてから仕事に出る  
べきだ  
雑用やお茶くみは気配りのある女性に向いている  
休日に女性を出勤させるのはかわいそう



子育てで

女の子らしく  
しなさい!

「女の子はしとやかに」「男の子はたくましく」育てる  
「女のくせに」「男のくせに」としかることがある  
男の子は女の子より高い  
学歴が必要と思う



だれに食べさせて  
もらっているんだ?

家庭で

妻子を養うのは男の  
性だと思う  
妻が反対の意見を言うと、  
夫は「女のくせに口ごた  
えするな」と言う  
夫を「主人、だんな」と呼  
ぶのは当然と思う



介護で

女性がお年寄りの  
世話をするのが当然

親が倒れたら女性(娘や息子の妻)が介護す  
べきだ  
家族のために自分を犠牲にする「耐える女」  
が理想だ



地域  
社会で

あのご主人、  
昼間からPTA活動を  
していて大丈夫かしら?

地域活動やボラン  
ティアは女性が適  
している  
PTA会長や自治  
会長は男性がいい



# 「男らしさ」 「女らしさ」に とらわれていませんか?

特集  
男女共同  
参画社会  
の実現に向けて

女性も男性も平等に社会や家庭に参画を

男女が性別にかかわらずなく、自らの選択によって社会のあらゆる分野で能力を発揮し、  
家庭や地域で人間らしい生活を楽しめる豊かで活力ある社会を目指して、平成十一年六月  
に男女共同参画社会基本法が施行されました。その目的や理念の理解を深め、男女共同参  
画社会の実現を推進するために、今年から「男女共同参画週間」が設けられました。期間は、  
六月二十三日(土)から二十九日(金)まで。この機会に、あなたの身の回りを見直しましょう。

「ジェンダー」を  
知っていますか?  
ジェンダーとは生物学的な性差では  
なく、社会的・文化的につくられた男  
らしさ「女らしさ」のことをいいます。  
男女共同参画社会づくりには、ジェン  
ダーにとられない自由な考え方や意  
志を持つことが大切です。これをジェ  
ンダー・フリーといいます。

# 6月23日から29日は 男女共同参画週間

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成について、この法律では次の五つの基本理念を掲げています。

### 基本理念

#### ① 男女の個人の尊厳の尊重

男女の個人の尊厳を重んじ、セクハラ、家庭内での暴力や性的差別をなくし、男女が個人の能力を発揮する機会を確保しましょう。

#### ② 社会における制度などについての配慮

「男は仕事、女は家庭」といったような考え方や、女性が就労しにくいことなど、社会の慣行や制度のあり方を考えていきましょう。

#### ③ 政策などの立案および決定への共同参画

男女が対等な社会の構成員として、国や市町村、自治会やPTAなどの地域団体の政策、方針決定に参画できるようにしましょう。

#### ④ 家庭生活における活動とほかの活動の両立

子育てや家族の介護などの役割を男女が互いに協力して果たしながら、仕事や地域活動をしたり学校へ通ったりするなど、ほかの活動と両立できるようにしましょう。

#### ⑤ 国際的協調

国際協調のもとで、男女共同参画社会の形成の促進に取り組みましょう。

## 性別による固定観念を打破し 個性が尊重される社会を

憲法には、個人の尊重、法のもとの平等がうたわれています。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定観念にとらわれたりすることによって生じる男女間の不平等はまだまだ多いようです。例えば、子育てや介護は女性が担っていることが多く、少子高齢化が進む中でさまざまな問題が生まれてきています。また、女性相談の中では夫や恋人などからの暴力ドメスティック・バイオレンスが増加しています。

こうした社会の変化や男女共同参画社会基本法など女性問題関連の法律の整備に対応して、本市では、策定から五年を経過した「四日市市女性施策プラン」の見直しを行っています。見直しに当たっては、学識経

験者や市民を中

心とした「四日市

市女性施策プラ

ン推進懇話会」からの助言や、市の女性職員

で構成する「女性施策検討会議」の意見、さ

らに市民のみなさんからのご意見を踏まえ

て時代に即したプランにしていきたいと思います。

市では女性の登用を進めていますが、平成

十三年度の全職員に占める女性の割合が四三・

八%であるのに対し、係長級以上の女性職員

は二九・五%となっています。また、審議会

などの委員への女性登用率については平成十

二年度で二一・三%となっており、これを平

成二十二年度までに五〇%にすることを目標

に男女の平等な参画を推進していきます。



## 四日市市女性センターは 男女共同参画社会づくりを 応援します



市民が企画した事業  
（「ドイツ農村での男女共同参画」  
を学ぶみなさん）

「カレッジ」などの講座や、「つどいよっかいち」などの男女共同参画のイベントを開催  
団体・グループを支援

女性問題関係の図書の貸し出しと閲覧、各種情報を提供  
会員組織により地域での子育てを支援（ファミリー・サポート・センター）

火曜～土曜日 午前8時30分～午後7時30分

☎ 54・9543

女性のための相談

火曜～土曜日 午前9時～午後4時 ☎ 54・8335

### 四日市市女性センター

〒510-0093 四日市市本町9-8 本町プラザ3階

☎ 54-8331 FAX 54-8339

開館時間 / 火曜～土曜日 午前9時～午後9時  
日曜日 午前9時～午後5時

休館日 / 月曜日・第3日曜日・祝日・年末年始

センター内のミーティングフロアは、どなたでも利用できるくつろぎと交流のスペースです。